

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(東京都担当部会)

平成 27 年 10 月 14 日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 6件

厚生年金保険関係 6件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

国 民 年 金 関 係 3件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 1500591 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 1500133 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成 23 年 1 月 31 日は 24 万円に、同年 7 月 31 日は 28 万円に、平成 24 年 1 月 31 日は 23 万円に、同年 7 月 31 日及び平成 25 年 1 月 31 日は 33 万円に訂正することが必要である。

当該期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和 50 年生

住所：

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成 23 年 1 月 31 日
② 平成 23 年 7 月 31 日
③ 平成 24 年 1 月 31 日
④ 平成 24 年 7 月 31 日
⑤ 平成 25 年 1 月 31 日

A 社に勤務した請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A 社から提出された請求期間①から⑤までに係る「賃金台帳」及び「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、請求者は、平成 23 年 1 月 31 日に 24 万円、同年 7 月 31 日に 28 万円、平成 24 年 1 月 31 日に 23 万円、同年 7 月 31 日及び平成 25 年 1 月 31 日に 33 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500592 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500134 号

第 1 結論

請求者の A 社における標準賞与額に係る記録を平成 23 年 1 月 31 日は 18 万円に、同年 7 月 31 日は 20 万円に、平成 24 年 1 月 31 日及び同年 7 月 31 日は 10 万円に、平成 25 年 1 月 31 日は 9 万 8,000 円に訂正することが必要である。

当該期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「厚生年金特例法」という。）第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 24 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 23 年 1 月 31 日
② 平成 23 年 7 月 31 日
③ 平成 24 年 1 月 31 日
④ 平成 24 年 7 月 31 日
⑤ 平成 25 年 1 月 31 日

A 社に勤務した請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

A 社から提出された請求期間①から⑤までに係る「賃金台帳」及び「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、請求者は平成 23 年 1 月 31 日に 18 万円、同年 7 月 31 日に 20 万円、平成 24 年 1 月 31 日及び同年 7 月 31 日に 10 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を、平成 25 年 1 月 31 日に賞与額（10 万円）に見合う標準賞与額より低い標準賞与額（9 万 8,000 円）に基づく厚生年金保険料（8,206 円）を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

一方、厚生年金特例法に基づき標準賞与額を決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の賞与額のそれぞれに見合う標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求者の請求期間に係る標準賞与額については、上記「賃金台帳」及び「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により確認できる厚生年金保険料控除額から、平成 23 年 1 月 31 日は 18 万円、同年 7 月 31 日は 20 万円、平成 24 年 1 月 31 日及び同年 7 月 31 日は 10 万円、平成 25 年 1 月 31 日は 9 万 8,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 1500593 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 1500135 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成 23 年 1 月 31 日は 10 万円に、同年 7 月 31 日は 12 万円に、平成 24 年 1 月 31 日は 10 万円に、同年 7 月 31 日及び平成 25 年 1 月 31 日は 20 万円に訂正することが必要である。

当該期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：男

基礎年金番号：

生年月日：昭和 54 年生

住所：

2 請求内容の要旨

- 請求期間：① 平成 23 年 1 月 31 日
② 平成 23 年 7 月 31 日
③ 平成 24 年 1 月 31 日
④ 平成 24 年 7 月 31 日
⑤ 平成 25 年 1 月 31 日

A 社に勤務した請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A 社から提出された請求期間①から⑤までに係る「賃金台帳」及び「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、請求者は、平成 23 年 1 月 31 日に 10 万円、同年 7 月 31 日に 12 万円、平成 24 年 1 月 31 日に 10 万円、同年 7 月 31 日及び平成 25 年 1 月 31 日に 20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500594 号

厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500136 号

第1 結論

請求者のA社における標準賞与額に係る記録を平成 23 年 1 月 31 日は 10 万円に、同年 7 月 31 日は 12 万円に、平成 24 年 1 月 31 日は 10 万円に、同年 7 月 31 日及び平成 25 年 1 月 31 日は 20 万円に訂正することが必要である。

当該期間の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る当該期間の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生年月日 : 昭和 47 年生

住所 :

2 請求内容の要旨

- 請求期間 : ① 平成 23 年 1 月 31 日
② 平成 23 年 7 月 31 日
③ 平成 24 年 1 月 31 日
④ 平成 24 年 7 月 31 日
⑤ 平成 25 年 1 月 31 日

A 社に勤務した請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険の標準賞与額の記録が保険給付の対象とならない記録（厚生年金保険法第 75 条本文該当）になっているが、厚生年金保険料を控除されたのは確かなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A 社から提出された請求期間①から⑤までに係る「賃金台帳」及び「給与所得に対する所得税源泉徴収簿」により、請求者は、平成 23 年 1 月 31 日に 10 万円、同年 7 月 31 日に 12 万円、平成 24 年 1 月 31 日に 10 万円、同年 7 月 31 日及び平成 25 年 1 月 31 日に 20 万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求者の請求期間①から⑤までに係る厚生年金保険被保険者賞与支払届を年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の当該期間に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号：関東信越（東京）（受）第 1500531 号

厚生局事案番号：関東信越（東京）（厚）第 1500137 号

第1 結論

請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日を平成 20 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日に訂正し、平成 20 年 1 月の標準報酬月額を 20 万円とすることが必要である。

平成 20 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第 1 条第 5 項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成 20 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名：女

基礎年金番号：

生年月日：昭和 57 年生

住所：

2 請求内容の要旨

請求期間：平成 20 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

ねんきん定期便を確認したところ、A社に係る資格喪失日の記録が間違っていることが判明した。平成 20 年 1 月 31 日まで勤務し、同日に職場で同僚と一緒に撮った写真を提出するので記録を訂正し、年金額に反映させてほしい。

第3 判断の理由

A社における請求者を含む従業員に係る平成 20 年 1 月の勤務表及び複数の同僚の回答により、請求者が請求期間に同社に勤務していたことが認められる。

また、A社の事業主は、請求者の請求期間に係る資格喪失日を本来は平成 20 年 2 月 1 日とすべきところ、同年 1 月 31 日と誤って記載し、社会保険事務所（当時）に届出したが、請求者の厚生年金保険料は平成 20 年 1 月分まで控除していた旨回答している上、請求者の住所地を管轄する自治体から提出された平成 20 年分の課税資料において確認できる社会保険料控除額から、A社は、平成 19 年 12 月及び平成 20 年 1 月の 2か月分の厚生年金保険料を控除していたことが推認できる。

これらを総合的に判断すると、請求者は平成 20 年 1 月 31 日まで A 社に勤務し、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、請求期間の標準報酬月額については、平成 19 年 12 月の厚生年金保険の記録から、20 万円とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成 20 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日までの期間について、請求者の厚生年金保険被保険者資格喪失届を社会保険事務所に対し誤って提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、社会保険事務所は、請求者の平成 20 年 1 月の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき厚生年金保険料に充当した場合又は厚生年金保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500521 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500138 号

第1 結論

請求者のA社における昭和63年8月1日から平成4年1月21日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。昭和63年8月から平成3年12月までの標準報酬月額については、昭和63年8月及び同年9月を8万円から41万円とし、同年10月から平成元年9月までを8万円から47万円とし、同年10月から平成2年7月までを8万円から44万円とし、同年8月から平成3年12月までを8万円から53万円とする。

昭和63年8月から平成3年12月までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和22年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和63年8月1日から平成4年1月21日まで

A社に勤務した期間のうち、昭和63年8月1日から平成4年1月21日までの期間の標準報酬月額が下がっている。当時、同社の各自代表であったが、自身の標準報酬月額を遡って減額訂正することに同意をしたこともなく、権限もなかったので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

オンライン記録によると、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額は、当初、昭和63年8月及び同年9月は41万円、同年10月から平成元年9月までは47万円、同年10月から平成2年7月までは44万円、同年8月から平成3年12月までは53万円と記録されていたところ、同社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった平成5年12月31日より後の平成6年4月28日付けで、昭和63年から平成5年までの期間に係る定時決定及び随時改定の記録を取り消し、昭和63年8月に遡って8万円に引き下げられていることが確認できる。

一方、A社に係る商業登記簿謄本では、請求者は、当該減額処理時において同社の代表取締役であったことが確認できる。

しかしながら、A社のもう一人の代表取締役であり、かつ、請求期間当時の事業主であった者及び平成4年から平成16年頃までの期間に同社の代表者印を預かっていたとしている弁護士は、当該減額処理は、請求者の同意を得ず、事業主が行ったことである旨回答しており、さらに、当該事業主は、請求期間当時、請求者には給与事務及び社会保険事務について権限がなかった旨陳述していることから、請求者は、当該減額処理に関与していないと考えられる。

これらの事実を総合的に判断すると、A社が厚生年金保険の適用事業所でなくなった日より後の平成6年4月28日付けに行われた減額処理は、事実に即したものとは考え難く、標準報酬月額の減額処理を行う合理的な理由があったとは認められないことから、当該減額処理に係る有効な記録訂正があったとは認められない。

したがって、請求者の請求期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所（当時）に当初届け出た、昭和 63 年 8 月及び同年 9 月は 41 万円、同年 10 月から平成元年 9 月までは 47 万円、同年 10 月から平成 2 年 7 月までは 44 万円、同年 8 月から平成 3 年 12 月までは 53 万円に訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500401 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500039 号

第 1 結論

平成 21 年 4 月から平成 22 年 1 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 30 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成 21 年 4 月から平成 22 年 1 月まで

私は、平成 21 年 3 月に失職して間もない頃、国民年金保険料の免除申請手続を行い、4 分の 1 の保険料の免除が承認された後、初めて送られてきた納付書により請求期間の 4 分の 3 の保険料を一括納付した。

請求期間の保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

オンライン記録によると、請求期間のうち、平成 21 年 4 月から同年 6 月までの期間については、同年 4 月 27 日付け、また、同年 7 月から平成 22 年 1 月までの期間については、平成 21 年 7 月 7 日付けの免除申請により、4 分の 1 の保険料の免除が承認されていることが確認できることから、請求期間は 4 分の 3 の保険料を納付することが可能な期間である。

しかしながら、請求者は、請求期間の国民年金保険料の納付時期、納付場所及び納付額についての記憶が明確ではないと陳述していることから、納付の状況を確認することができない。

また、請求期間は、国民年金保険料の収納事務が国に一元化され、事務処理の電子化等が一層促進された平成 14 年 4 月以降の期間であり、事務処理に誤りがあった可能性は極めて低いものと考えられる。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500539 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500040 号

第1 結論

昭和 61 年＊月から平成元年 2 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 41 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 61 年＊月から平成元年 2 月まで

私の母は、私の退職後の生活を考え、大学生であった私が 20 歳となった昭和 61 年＊月に私の国民年金の加入手続を A 市役所 B 出張所で行い、加入と同時に何か月分かの国民年金保険料を納付し、その後も同出張所で保険料を納付してくれていた。

請求期間が国民年金の未加入期間となっているので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者の母親は、大学生であった請求者が 20 歳となった昭和 61 年＊月に A 市役所 B 出張所で請求者の国民年金の加入手続を行ったと主張しているところ、その主張のとおり昭和 61 年＊月に国民年金の加入手続が行われた場合には、請求者に対して国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）が払い出されることとなるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索では、請求者に係る記号番号を確認することができない上、請求者に対して記号番号が払い出されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

そのほか、請求者の母親が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めるることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500556 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（国）第 1500041 号

第 1 結論

昭和 38 年 7 月から昭和 44 年 12 月までの請求期間については、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第 2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 15 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 38 年 7 月から昭和 44 年 12 月まで

私は、昭和 38 年 7 月に独立した時に国民年金の加入手続を行い、3か月に 1 回、A 市役所国民年金係に国民年金手帳とお金を渡し、国民年金手帳に印紙を貼ってもらい、検印を押してもらっていた。

現在は所持していないが、印紙が貼られた国民年金手帳を所持していたことは確かであり、請求期間の国民年金保険料が未納とされていることに納得できないので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第 3 判断の理由

請求者の国民年金手帳記号番号（以下「記号番号」という。）は、当該記号番号前後の記号番号の被保険者に係る資格取得日から昭和 43 年 5 月頃に払い出されたと推認でき、昭和 38 年 7 月に国民年金の加入手続を行ったとする請求者の主張と符合しない。

また、戸籍の附票において、請求期間以前から上記記号番号が払い出されたと推認される昭和 43 年 5 月頃まで請求者の住所に変更がないことが確認できることから、請求者に対して別の記号番号が払い出されていたとは考え難い上、社会保険オンラインシステム及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる氏名検索においても別の記号番号を確認することができない。

さらに、請求期間は 78 か月に及び、行政機関がこれだけ長期間の事務処理を誤ったとも考え難い。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）はなく、請求期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越（東京）（受）第 1500017 号
厚生局事案番号 : 関東信越（東京）（厚）第 1500132 号

第1 結論

請求期間①のうち平成 9 年 1 月 1 日から平成 11 年 4 月 1 日までの期間について、請求者の A 社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

また、請求期間①のうち平成 11 年 4 月 1 日から平成 18 年 8 月 11 日までの期間及び請求期間②について、請求者の A 社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和 38 年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : ① 平成 9 年 1 月 1 日から平成 18 年 8 月 11 日まで
② 平成 21 年 1 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日まで

A 社に勤務した期間のうち、平成 9 年 1 月 1 日から平成 11 年 4 月 1 日までの期間に係る厚生年金保険の被保険者記録がない。また、平成 11 年 4 月 1 日から平成 18 年 8 月 11 日までの期間及び平成 21 年 1 月 1 日から平成 24 年 9 月 1 日までの期間について、標準報酬月額が実際の報酬額と相違している。源泉徴収票を提出するので、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

1 請求期間①のうち平成 9 年 1 月 1 日から平成 11 年 4 月 1 日までの期間について、請求者から提出された業務契約書及び A 社からの給与振込が確認できる「通帳未記入明細のお知らせ」により、勤務期間を特定できないものの、請求者が当該期間において同社に勤務していたことが認められる。

また、請求者から提出された、A 社に係る平成 9 年分及び平成 10 年分の給与所得の源泉徴収票において、社会保険料の控除額が記載されていることが確認できる。

しかしながら、オンライン記録により、当該期間は国民年金の納付済期間となっていることが確認できる上、請求者の当該期間当時の住所地を管轄する自治体において平成 8 年 4 月 1 日から平成 11 年 4 月 2 日まで請求者が国民健康保険に加入していることが確認できることに加え、A 社の事業主は、上記源泉徴収票に記載された社会保険料額の内訳は不明と回答していることから、当該社会保険料額が厚生年金保険及び健康保険の保険料であることを確認することができない。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 請求期間①のうち平成 11 年 4 月 1 日から平成 18 年 8 月 11 日までの期間及び請求期間②

について、当該期間のうち、平成 16 年 9 月から平成 18 年 8 月までの期間については、請求者から提出された預金通帳又は金融機関発行の「お取引明細表」が確認できるものの、平成 11 年 4 月から平成 16 年 8 月までの期間については、預金通帳等の提出がないことから、月ごとの振込額を確認することができない。

また、当該期間のうち、平成 11 年及び平成 13 年については、請求者及び上記自治体から給与所得の源泉徴収票又は課税資料の提出がないため、保険料控除額を確認することができず、平成 17 年については、上記自治体から提出された同年分の課税資料に記載された社会保険料控除額が、請求者の同年の標準報酬月額を基に算出した社会保険料控除額を下回っていることが確認できる。

一方、当該期間のうち、平成 12 年、平成 14 年から平成 16 年までの期間及び平成 18 年については、請求者から提出された平成 12 年分の給与所得の源泉徴収票並びに上記自治体から提出された平成 14 年分から平成 16 年分まで及び平成 18 年分の課税資料に記載された社会保険料控除額は、請求者の平成 12 年、平成 14 年から平成 16 年までの期間及び平成 18 年の標準報酬月額を基に算出した社会保険料控除額を上回っていることが確認できる。

また、当該期間のうち、平成 21 年から平成 23 年までの期間についても、上記自治体から提出された平成 21 年分から平成 23 年分までの課税資料に記載された社会保険料控除額は、請求者の平成 21 年から平成 23 年までの期間の標準報酬月額を基に算出した社会保険料控除額を上回っていることが確認できる。

しかしながら、請求者から提出された預金通帳、「通帳未記入明細のお知らせ」及び「お取引明細表」並びに金融機関発行の「取引推移一覧表」により確認できる A 社からの平成 21 年分及び平成 22 年分の振込額は、各年分の課税資料に記載された給与収入額を大きく上回っており、当該振込額が上記給与収入額を大きく上回ることは考え難いところ、同社の事業主は、源泉徴収簿等の書類は保存していない旨陳述していることから、A 社における課税資料の信ぴょう性について判断することができない。

このほか、請求者の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。